

北上地区消防組合職員の退職手当調整額に係る職員の区分の適用職員に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

北上地区消防組合

管理者 北上市長 **八重樫 浩 文**

北上地区消防組合規則第7号

北上地区消防組合職員の退職手当調整額に係る職員の区分の適用職員に関する規則の一部を改正する規則

(別紙のとおり)

北上地区消防組合職員の退職手当調整額に係る職員の区分の適用職員に関する規則の一部を改正する規則

北上地区消防組合職員の退職手当調整額に係る職員の区分の適用職員に関する規則（平成18年北上地区消防組合規則第3号）の一部を次のように改正する。

| 改正前  | 改正後  |
|--|--|
| <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、市町村職員退職手当支給条例施行規則（平成元年岩手県市町村総合事務組合規則第12号。以下「退職手当支給条例施行規則」という。）<u>第27条の5</u>の規定により、市町村職員退職手当支給条例（昭和34年岩手県市町村職員退職手当組合条例第4号）第6条の10第1項各号に掲げる職員の区分（以下「職員の区分」という。）の適用職員に関し必要な事項を定めるものとする。</p> | <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、市町村職員退職手当支給条例施行規則（平成元年岩手県市町村総合事務組合規則第12号。以下「退職手当支給条例施行規則」という。）<u>第27条の6</u>の規定により、市町村職員退職手当支給条例（昭和34年岩手県市町村職員退職手当組合条例第4号）第6条の10第1項各号に掲げる職員の区分（以下「職員の区分」という。）の適用職員に関し必要な事項を定めるものとする。</p> |
| <p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>  |  |

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。